

名古屋食品界 Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901
名古屋市食品国民健康保険組合
名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>



当店が「令和7年度食品衛生優良施設」として厚生労働大臣表彰を受けたことに深く感謝申し上げます。当店は江戸末期創業の日本料理・鰻料理専門店で、名古屋店はJRセントラルタワース12階に開店し22年を迎えました。「当たり前」のことを毎日確実に積み重ねる「ことを基本に、手洗いや清掃、マニュアルだけに

『当たり前』
『毎日確実に』
『積み重ねる』

東京竹葉亭 名古屋店

令和7年度厚生労働大臣
表彰優良施設



頼らない衛生意識の共有、スタッフ同士が声を掛け合い確認するという基本動作の徹底に努めています。また食材の温度・鮮度管理に加え、従業員の健康管理や作業環境の整理整頓を徹底



し、日頃からリスク排除に取り組んでまいりました。今回の受賞を励みに、今後も安全で安心できる料理を提供し続け、地域・お客様からの信頼に応えるべく、一意専心、衛生管理に取り組んでまいります。

御菓子処 若雀

『悩み迷いながら』
『先代から繋いだ』
『老舗の味』

この度、「令和7年度厚生労働大臣表彰食品衛生優良施設」をいただき厚く御礼申し上げます。弊店は1951年に瑞穂区瑞穂通1丁目創業し、今年75年を迎える小さな和菓子屋です。1998年、急な代替わりに伴い私が店を継ぎました。先代が遺したポロポロの配合帳と大切なお金をいただいた口に入るものを作る店としての心構えを胸に誠心誠意、菓子に向き合いました。当初は、先代と同じ材料、配合を使用したのにもかかわらず「味が変わった」などと言われる随分と悩んだものです。2



008年、老朽化が進んだ店舗を建て替え可能な限り機能的で清潔な施設となるように努めました。今回の受賞は悩みながら、迷いながら過ごした日々が間違いはなかったと思わせるのに十分なものであり、今後も今まで通りの方向に今まで以上の意識を持って進んで行こうと思わせてくれるものでした。最後になりますが、今まで弊社を支えていただいた皆様とのご縁に心より感謝申し上げます。

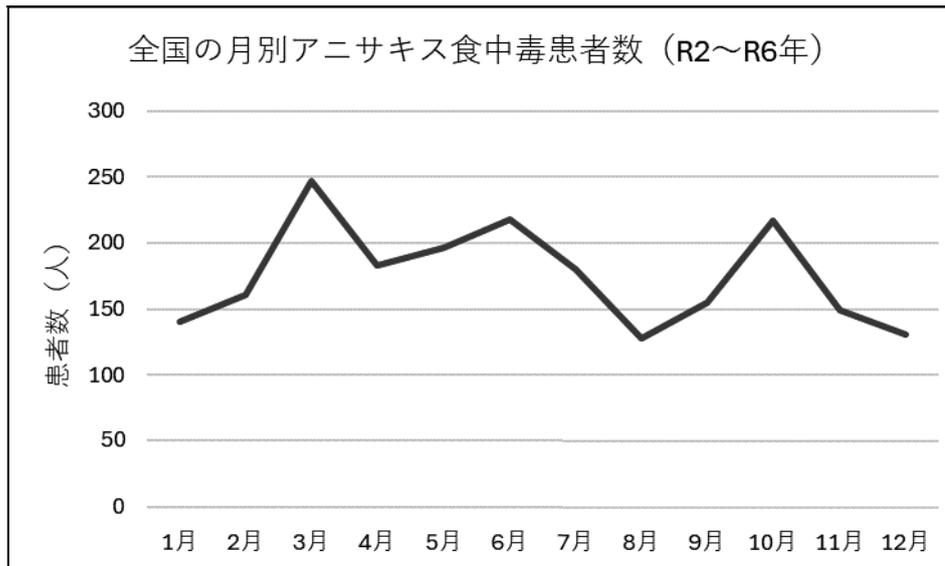


アニサキス食中毒を防ぎましょう

近年、アニサキスによる食中毒の発生件数は毎年全国で1位となっています。

1年を通して発生していますが、初カツオやサワラなどが旬を迎える春（3月頃）とサンマ、サバ、サケなどが旬を迎える秋（10月頃）に増加する傾向があります。

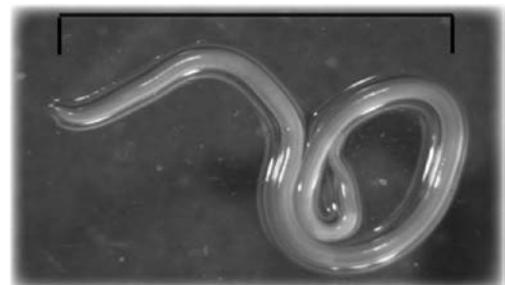
これからアニサキス食中毒が増加する時期となりますので、以下を参考に注意してください。



○アニサキスの特徴

- ・体長2～3cmの白い糸状の寄生虫
- ・主にサバ、アジ、サンマ、カツオなどの内臓に寄生し、魚が死ぬと内臓から身（筋肉）に移行
- ・食後数時間から十数時間後にみぞおちの激しい痛み、悪心、嘔吐などの症状を引き起こす
- ・酢漬け、塩漬け、醤油やわさびなどでは死なない

体長2cm～3cm



提供：下関市保健所

○対策のポイント

☑ 新鮮な魚の使用

新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除きましょう。

☑ 目視確認の徹底

魚の身は薄く切り、しっかり目で見えてアニサキスを確実に除去しましょう。

☑ 冷凍又は加熱処理

-20℃24時間以上冷凍するか、60℃1分か70℃以上瞬時で加熱しましょう。

Point !!

（名古屋市保健所食品衛生課）

食品衛生責任者講習会について

名古屋市中では、公益社団法人名古屋食品衛生協会に委託して、食品衛生責任者講習会を開催しています。

現在、講習会場に集まる「集合型」とパソコン等でインターネット上の動画を視聴する「eラーニング」の2つの方法で開催しています。今後受講される際もご自身にあった受講方法を選択してください。

受講のお申込みは、保健センター窓口とインターネット

ネットで受付しています。

令和7年1月から、実務講習会（集合型・eラーニング）についてもインターネットでの申込みを開始しましたので、ぜひ活用ください。

なお、（公社）名古屋食品衛生協会（本部）の食品衛生指導員の方は、指導員講習を受講するため、実務講習会を受講する必要はありません。
（名古屋市保健所食品衛生課）

eラーニングとは？



受講方法	受講者は、通知された受講期間の間に、PCやスマートフォンでインターネットに接続し、動画を視聴（養成講習会についてはカメラ付きの端末が必要）
特徴（留意点）	<ul style="list-style-type: none"> 好きな時間、場所で受講ができる（受講期間中は24時間いつでも受講できます） 分割しての受講も可能です（1日1時間×6なども可能） 利用環境により通信費が発生する 受講料が集合型に比べて高い 使用する端末を用意する必要あり

なごや「よい食」

インフォメーション
（LINE公式アカウント）

友だち募集中！

名古屋市中では、食の安全・安心に関する情報を、食品衛生課公式LINE（通称：なごや「よい食」インフォメーション）で市民のみなさまにお届けしています。

食中毒警報をはじめ、食の安全・安心に関する情報や感染性胃腸炎の定点あたり患者報告数など、事業者の方にも役立つ情報を発信しておりますので、ぜひ友だち登録をお願いします！
（名古屋市保健所食品衛生課）

ノロウイルスの流行状況をチェック！

感染性胃腸炎の定点あたり患者報告数
20264
第4週(1/19~1/25)

定点当たり患者報告数 **5.45**

前週 4.65
前々週 4.65

※1つの定点に療養病室1週間に受診した患者数のことです。

ノロウイルス食中毒を予防するためには...

ノロウイルス食中毒 注意報 発令中！

しっかり手洗い 十分に加熱 ノロウイルスには要注意！
詳しくはこちら

毒キノコによる食中毒に注意しましょう！

まちがいがなく食用だと判断できないキノコは採らない！
食べない！
売らない！
人にあげない！

毒キノコの一例

ツキヨタケ クサウラボニタケ テングタケ ドクツルタケ

※山田：早稲大学出版「食中毒のリスク・マネジメント」
詳しくはこちら

なごや「よい食」インフォメーション

友だち募集中！

友だち登録方法

LINEの「友だち追加」から
二次元コードを読み取るか
ID検索してください。

ID: @265iroef

健康保険の適用除外承認

法人化しても食品国保に留まるために

● 法人事業所の従事者でも食品国保に加入できる場合

適用除外承認の手続きをとることににより、当組合に残れます。

注意

健康保険の適用除外承認を得ていない法人事業所に勤めている方は、食品国保に加入できません。しかしながら、次の「1」から「4」までのケースの場合は、「健康保険の適用除外承認の手続き」をとることにより、食品国保の被保険者となることができます。

1 個人から法人事業所等となるケース

- 現在食品国保の被保険者である者が使用している事業所が法人事業所となる場合
- 個人の食品の製造・販売事業所（次の《ご注意》②をご参照）の従業員が増えて4人以下の事業所から5人以上の事業所となる場合

これらの場合は、食品国保の組合員・被保険者である方は、健康保険の

2 暖簾分けなどのケース

食品国保の被保険者が、独立して食品関係の事業を始めるに当たり、個人営業でなく、はじめから法人又は従業員が5人以上の事業所（食品の製造・販売）を設立する場合には、事業所設立の時に健康保険の適用除外承認の手続きをとることににより、引き続き当食品国保の被保険者となることができます。

3 新規採用従業員のケース

前記「1」又は「2」で健康保険の適用除外承認を受けている事業所が新たに従業員を採用する際には、新たに採用することとなった者について、健康保険の適用除外承認の手続きをとることにより、当食品国保の被保険者となることができます。

4 当食品国保に加入していない食品関係事業所に、当食品国保の被保険者が就職（転職）するケース

食品国保の被保険者である者が、当食品国保に加入していない事業所（「協会けんぽ」に加入

している事業所）に就職した場合は、その者は健康保険の適用除外承認の手続きをとることににより、引き続き当食品国保の被保険者となることができます。

ただし、就職（転職）先の事業所が、食品国保の被保険者になることを認める場合に限られます。

● 健康保険の適用除外承認の手続きは、次の通りです。

1 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」に必要事項を記入のうえ、食品国保に提出してください。申請用紙は当組合に用意しています。

2 提出された「健康保険被保険者適用除外承認申請書」に、理事長印を押してお渡します。その申請書を管轄の年金事務所へ提出してください。

3 健康保険被保険者適用除外が承認されましたら、年金事務所から郵送された承認証の写しを食品国保までお送りください。ファックスでも結構です。

● 健康保険被保険者適用除外承認申請書の申請期限

1 申請期間は、事実が発生した日から十四日以内（遅延理由書の提出により十四日を超えて認められる場合もあります。）

② 厚生年金の資格の届出日は、五日以内と短いので注意してください。

2 「厚生年金の届出」と「健康保険の適用除外の届出」を別々に届け出る場合は、厚生年金の届出書の左肩に「適用除外は別に提出」と必ず記入してください。

● お願い

- 期限内の手続きをお願いいたします。
- 提出が遅れる恐れがある場合は、電話で、事前に管轄の年金事務所と相談してください。
- 「法人事業所設立予定の方」や「先の四つのケースに当たるかどうかについてお聞きしたい方」は、ご遠慮なく、当食品国保本部（電話052-261-7661）までご連絡・お尋ねください。

令和七年度の医療費の動向 一人当たり医療費

予算額を下回る



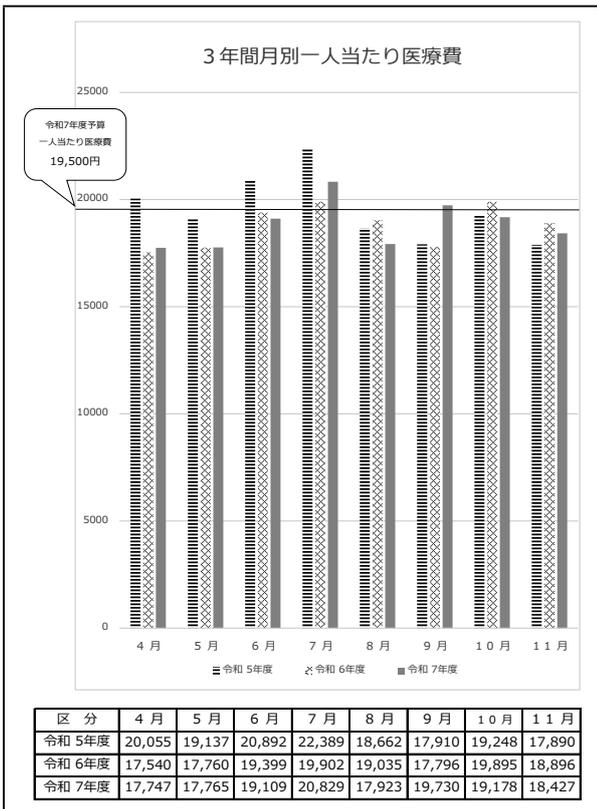
当組合の年間一人当たりの平均医療費（患者一部負担額を含みます。）は、平成一七年度に一七万円を超え、同二年度に一八万円を、そして同三年度に一九万円を超えました。同二三年度から同二六年度までは医療費の伸びは横ばい状態でした。

しかしながら、同二七年度には、C型肝炎の治療薬ソバルディ、ハーボニー（一錠約六万、八万円の薬・その後減額された。）や肺がん治療薬オプジーボ（一回点滴分約七〇万円強・その後減額された。）の保険適用のほか、医療機器や医療技術の高度化により、平均医療費は二〇万円超えとなりました。平均医療費は、平成二七年度から令和元年度まで二十万円台で推移していました。令和二年度になると、新型コロナウイルス感染症

拡大に伴い受診控えが起こり、一人当たり平均医療費は、一旦二十万円を下回りました。しかし、それ以降は受診控えも収まり、同三年度二十一万六千四百八十五円、同四年度二十一万三千九百二十二円となりました。令和五年五月八日に、感染症法上の分類が「5類」に引き下げられ、いわゆるコロナ禍は収

束を向かえましたが、その後、一人で一か月三千五百万円前後もかかった超高額医療費事案が二件発生するなどし、令和五年度の一人当たりの平均医療費は二十三万二千二百円と大幅に増加したものの、令和六年度は二十二万二千五百八十二円となりました。令和七年度の予算では、一人当たりの医療費を「二十三万四千円（一月当たり一万九千五百円）」と推計

しました。そこで、本年度の四月から十一月までの八ヶ月間の月別一人当たり医療費の動向を見てみましょう。別表「3年間月別一人当たり医療費」をご覧ください。本年度（七年度）は、七月と九月は予算を若干超過しましたが、それ以外の月は「予算一人当たり医療費一万九千五百円」を下回ってはいます。



要があります。感染症は予防が大切です。「うがいとこまめな手洗いの実行。マスクの着用等の咳エチケット。規則正しい生活で体調を整える。」を心がけましょう。当組合では、医療費の削減・適正化のために、レセプトの点検、医療費の毎月通知の実施を行っているほか、ジェネリック医薬品の利用促進のための差額通知も行っています。

■ 医療費削減のために !

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使いましょう。

■ いつまでも健康であり続けるために !

特定健診(メタボ健診)・特定保健指導 まだの方はお忘れなく。

確定申告で「医療費控除」を受けましょう！

所得税の確定申告の期限は、三月十六日（月）です。

令和七年の一月一日から十二月三十一日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額（医療費控除の対象となる金額）について、所得控除を受けることができます。

●医療費控除の対象になるものは

- ① 医師又は歯科医師による診療費又は治療費
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入の費用（ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費とありません。）
- ③ 入院の部屋代、食事費用
- ④ 手術代金

⑤ 通院や入院のための交通費（バス・電車の乗車代。タクシー代はバス・電車などの公共交通機関が利用できない場合に限りれます。）

⑥ 出産費用

●医療費控除の対象となる金額は

「実際に支払った医療費の合計額」から、「保険金などで補填される金額（*）」と「十万円」を差し引いた後の金額（最高で二〇〇万円）です。

（*）生命保険契約などで支給される入院費給付金や「食品国保」から支給される高額療養費・出産育児一時金など

なお、保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

「医療費の合計額」は、七年一月一日～十二月三十一日の間に支払った医療費です。

一日の間に支払った医療費のうち、あなたと一緒に暮らしている配偶者や子など親族の医療費を合計します。

●医療費控除を受けるための手続きは「医療費控除の明細書」を所得税の確定申告書に添付する必要があります。医療費の領収書は、確定申告期限等から五年間、保存する必要があります。

●マイナンバーカードを活用しましょう。

マイナンバーカード連携を利用すると医療費通知情報、例年、原則二月九日に年間分を一括取得できるため医療費通知のハガキを一年分保管しておく必要がなくなります。また、医療費控除に使用できる医療費通知情報をマイナンバー経由で取得し、所得税の確定申告書を作成する際に、該当項目に自動入力することができます。この分の領収書の保存も不要となります。

事前にマイナンバーカードで代理人設定を行うと、申告に含めることが可能な家族の医療費通知情報をマイナンバーで取得することが出来ます。なお、代理人設定の際には、申告する人とその家族のマイナンバーカードが必要となります。代理人の登録方法は次の二次元コードから



●セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、自己がその年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときは、通常の医療費

控除との選択により、その年中の特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金等により補填される部分の金額を除きます。）のうち、一万二千円を超える部分の金額（八万八千円を限度）を控除額とするセルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の適用を受けることができます。

なお、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の対象となる特定一般用医薬品等の購入費については、次の二次元コードから



セルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークです。



令和八年四月から

「子ども・子育て支援金制度」

が始まります

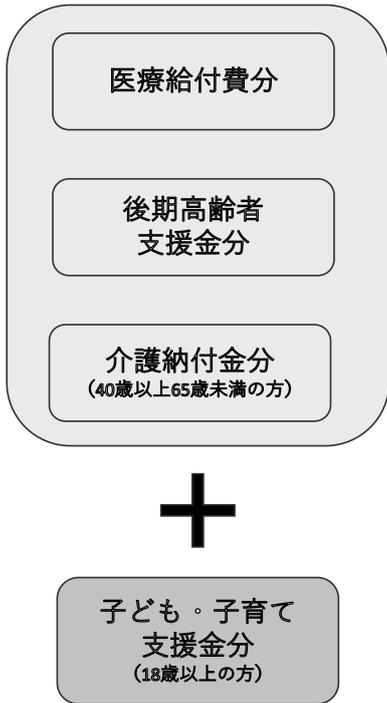
子ども・子育て支援金制度は、全ての世代・全ての経済主体が支援金を拠出し、社会全体で子育て世代を応援する仕組みです。支援金は医療保険者を通じて国に納付され、児童手当の拡充を始めとした子ども・子育て世代を支援する事業に充てられることとなります。支援金は全体で一兆円程度が見込まれており、令和八年度から令和十年度にかけて段階的に引き上げていくこととされています。

② 支援金を負担するのは誰？
毎年四月一日において十八歳以上の方となります。そのため、令和八年度は平成二十年四月一日以前生まれの方が対象となります。

③ 支援金はどのように徴収されるの？
これまでの保険料（医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）に加え、子ども・子育て支援金をあわせて納付いただくこととなります。

① 開始時期は？
令和八年四月から始まります。

皆様から納付いただいた支援金は、名食国保から国に納付します。



交通事故でケガ食品国保へ届出を

交通事故にあつてケガをした場合は、必ず食品国保へ届け出てください。

交通事故ははじめ第三者の行為により被害にあつて治療を受けたとき、国民健康保険を使うことができます。しかし、この場合、食品国保は、加害者（第三者）が支払うべき医療費を一時的に立て替えているにすぎません。後日、食品国保は立替えた医療費を加害者に請求することになります。

このように第三者の行為が原因でケガをし、国民健康保険を使った場合、食品国保は加害者に対して治療費を請求することになりますので、必ず食品国保に交通事故などの届出をしてください。

〈交通事故にあつたとき〉

●まず落ち着いて

落ち着きが何より肝要です。ショックのあまり冷静な判断を失つてはなりません。

●相手の確認

ナンバーを確認、運転免許証から相手の住所・氏名等の確認、自賠責・任意保険の加入の有無の確認をしてください。

●必ず警察へ連絡を

警察への連絡を忘れてはなりません。また、同時に当食品国保（電話052-261-7661）へ届け出ることも。

●示談は、食品国保へ届け出から

当食品国保の保険証を使って治療を受けた時は、示談の前に必ず連絡を。示談は急ぐ必要はありません。

加害者と示談が成立すると、その内容が優先され、食品国保から加害者

に医療費を請求できなくなり、あなたに請求することになる場合があります。示談の前に必ず食品国保へ届出をお願いします。

〈国民健康保険で治療が受けられないとき〉

次の場合は、国民健康保険で治療を受けることができません。

- 加害者から既に治療費を受け取っているとき
- 業務上のケガのとき
- 飲酒運転、無免許運転によるケガのとき

〈届け出に必要なもの〉

- ・交通事故証明書（原本）
- ・第三者行為による被害届

- ・事故発生状況報告書
- ・念書（兼同意書）

食品国保の手続きは14日以内に

事業主は、事業所又は組合員及びその家族に異動が生じたときは、下記表の「届出書類」を14日以内に提出してください。

こんな場合に手続きを	届出書類	必要な添付書類	説明
加入するとき <ul style="list-style-type: none"> 他の健康保険をやめたとき 従業員を雇用したとき 結婚・出生・転入などで家族が増えたとき 	加入申込書	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の住民票(個人番号、世帯主等省略のないもの) 事業主の場合、事業所調査票と営業許可書(証)の写し、許可書(証)がない業種の場合は営業届出(保健所)又は確定申告書の写し 外国人の場合、国籍、在留資格、在留期間・個人番号など記載事項に省略のない住民票 前の保険の喪失証明書 法人の場合、健康保険適用除外承認申請書 	<ol style="list-style-type: none"> ①家族は全員加入が原則(他の健康保険に加入している者は除く) ②従業員を雇用したら速やかに加入の手続きを ③家族追加のときは世帯全員の住民票(個人番号・続柄記載のもの)を添付してください。
やめるとき <ul style="list-style-type: none"> 廃業したとき 従業員が退職したとき 市町村国保に加入するときや他の健康保険に加入したとき 転出・死亡などで家族が減ったとき 生活保護を受けることになったとき 	資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> 資格確認書(資格確認書を紛失した場合は「紛失届」) 他の健康保険に加入した場合は当該健康保険の資格情報のお知らせ又は資格確認書の写し(または資格取得証明書) 転出の場合、転出した日が記載された住民票又は除票 生活保護の場合、生活保護開始決定通知書 	<ol style="list-style-type: none"> ①市町国保等へ加入する場合は、申し出に基づき証明書を発行します。 ②かかりつけの医療機関へ保険の変更を申し出てください。 ③紛失届提出後、資格確認書を発見した場合は速やかにお返しく下さい。
住変所などが <ul style="list-style-type: none"> 住所や氏名が変わったとき 事業主が変わるとき 従業員の勤務先が変わったとき 法人になったとき 	変更届	<ul style="list-style-type: none"> 住民票(必要に応じて) 資格確認書 法人になったときは事業所調査票、営業許可書(証)の写し(法人名義)、法人登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写し 	<ol style="list-style-type: none"> ①組合員死亡により事業主が変わるときは、資格喪失届も提出してください。 ②住所や氏名が変わったときは世帯全員の住民票(個人番号、世帯主等省略のないもの)を添付してください。
資格確認書を <ul style="list-style-type: none"> 資格確認書を紛失・破損したとき 	再交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> 破損した資格確認書(破損の場合) 	<ol style="list-style-type: none"> ①再交付後、紛失した資格確認書を発見した場合は速やかにお返しく下さい。

《名古屋市食品国民健康保険組合 ホームページのご案内》

ホームページURL：<https://meishoku-kokuho.or.jp>

※各種申請書につきましては、ホームページよりダウンロードできます。